

氷見市都市計画審議会

○日時 令和7年2月28日（金） 15:00～17:00

○場所 氷見市役所2階 201 災害対策室

○出席 委員10名、事務局6名

○次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
議案) 氷見市立地適正化計画の改定について
4. 閉会

○配布資料

- ・資料1 氷見市立地適正化計画の改定について（説明資料）
- ・資料2 氷見市立地適正化計画（概要版）
- ・参考資料1 氷見市立地適正計画（案）
- ・参考資料2 その他、報告事項



■参加者名簿

	区分	氏名	役職	出欠
委員	学識経験者	表 良広	氷見建設業協会 事務局長	○
		本田 孝則	氷見商工会議所 専務理事	○
		林 千昭	氷見市連合婦人会 会長	×
		本田 豊	富山大学都市デザイン学部 教授	○
		江幡 光博	富山県道路公社 副理事長	○
		両國 明美	氷見市農業協同組合 副組合長理事	○
	市議会	屋敷 夕貴	氷見市議会議員	○
		稲積 佐門	氷見市議会議員	○
		萬谷 大作	氷見市議会議員	○
		竹岸 秀晃	氷見市議会議員	○
富山県	宮崎 洋一	富山県高岡土木センター 氷見土木事務所長	×	
市民代表	西塚 信司	氷見市自治振興委員連合会 副会長	○	
事務局	氷見市	菊地 正寛	市長	○
		神代 太	建設部 部長	○
		宮下 尚久	都市計画課 課長	○
		瀬戸 智徳	都市計画課 主査	○
		西田 駿	都市計画課 主任	○
		上野 朋弥	日本海コンサルタント(事務局説明応援)	○

＜議事概要＞

1. 開会

2. 挨拶

市長 : 本日は、ご多用のところ、氷見市都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。昨年の能登半島地震から早くも1年2か月が経過しようとしており、被災した皆さまには心よりお見舞いを申し上げます。今年も能登半島地震からの1日も早い復旧・復興に向け、被災された皆様に寄り添った生活の再建や公共インフラの再構築にスピード感をもって取り組んでいきます。さて、本日の審議会より、3名の委員の交代があり、委員の就任に御礼を申し上げます。本日は令和6年7月2日に開催した審議会より進めてきた、国土交通省との協議、検討委員会やパブリックコメントへの対応について説明させていただき、「氷見市立地適正化計画の改定（案）について」ご審議をいただきたいと考えております。本市では著しい少子高齢化、人口減少を踏まえ、立地適正化計画のまちづくり方針を踏まえ、まちなかの都市構造を将来的に維持するための取組を行ってきました。今回の改定では、これまでの計画の進捗を確認しながら、能登半島地震などの自然災害に備えた防災・減災対策をまとめた「防災指針」を位置付けるものとなっています。委員の皆様には、それぞれのご専門の見地から忌憚のないご意見や活発な議論ができるよう、ご協力をお願いします。

事務局 : 当審議会の委員につきましては、3名の新たな委員にご就任いただいた方がいらっしゃいますので、ご紹介をさせていただきます。

＜委員紹介及び委員挨拶＞

事務局 : 本日の審議会には、委員12名中、10名の方に出席いただいております。2分の1以上の委員の皆さまにご出席いただいておりますので、会議は成立しています。本日の議題ですが、令和5年度より検討を進めてきた「氷見市立地適正化計画の改定について」、昨年の7月の審議会後に実施した国土交通省との協議対応、検討委員会やパブリックコメントへの対応についてご説明させていただきます。説明の後に、「氷見市立地適正化計画の改定（案）について」ご審議いただきたいと思っております。なお、進行にあたっては、議事を円滑に進めるため、一部事前に資料を送付させていただいており、事務局からはできるだけ簡素に説明いたしたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

会長 : 本日は氷見市立地適正化計画の改定について審議します。委員の皆さまの忌憚のないご意見をいただくと共に、スムーズな議事運営にご協力賜りますようお願いいたします。

3. 議事

報告1) 氷見市立地適正化計画の改定について

会長 : それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

議案の「氷見市立地適正化計画の改定について」を事務局より説明をお願いします。

事務局 : <スライド及び資料により説明>

会長 : ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、順次発言ください。

委員 A : 資料 1 の 14 ページについて、「②公共施設再編計画の推進」を国からの指摘で追加していますが、20 ページの目標指標にこれまでも計画にあった「公共施設の延床面積の縮減」があるので、それに合わせて追加されたと思います。この目標値の 17.2 万㎡について、注釈に 135 の公共施設を対象と記載していますが、目標年に向けて具体的な再編計画が定まっているのか、それとも、単なる目標なのかを確認させてください。

事務局 : 氷見市公共施設再編計画を別途策定しており、135 施設を対象に延床面積の削減や統合を進めるもので、本計画においても誘導施策の推進のための指標としています。国からは、今回の改定にあたり、目標値に対応する誘導施策が無かったことを指摘され、追加したところです。

委員 A : どのような施設をどのように再編するのかまで、決まっているのでしょうか。

事務局 : 具体的には定まっていない状況で、これまで芸術文化館やこども園などの施設の集約を進めてきました。

委員 B : 地域防災計画と連携していくとしていますが、現在、見直しを進めている県の地域防災計画とはどのような関係になりますか。県の地域防災計画は今回の地震を受けて、想定する津波や断層の設定など災害リスクに対する考え方を変えてくる可能性があるため、その際にどのように計画に反映するか、考える必要があると思われます。

事務局 : 県では地域防災計画や都市計画区域マスタープランを見直しているところで、来年度に改定となると聞いています。本計画においては、上位関連計画において災害リスクが変更されれば、その都度、リスク対策を強化して居住誘導区域の見直しをかけていく必要があると考えています。

委員 B : 居住誘導区域は区域内に居住を誘導するものですが、北側のエリアについては今回の地震で液状化が発生しており、計画との整合性はどのように考えればよいでしょうか。

事務局 : 液状化が発生した区域については、別途対応を検討しているところで、本計画には現時点では反映していません。居住にふさわしくないと判断がされれば、居住誘導区域にも反映する必要があると考えています。本計画については、コンパクトプラスネットワークの考え方にに基づき、平時のまちづくりとして、緩やかに居住を誘導しようという考え方であり、災害リスクと考慮しながら計画を進めていきたいと考えています。

事務局 : 参考資料 1 の 44 ページ「⑩住宅・建築物の耐震化の促進」において、液状化対策について記載しており、国の対策事業を活用の際にも影響があるため、計画に明記したところです。

事務局 : 本市においても地域防災計画の見直しを進めており、変更があれば本計画へも反映していきますが、今のところはうまく合わせながら改定できると考えています。

会長 : その他意見はありませんか。

- 委員 A : 立地適正化計画の策定では市も苦労されていると思います。私が県庁に入庁した当時から、人口減少や災害リスク、厳しい財政状況、インフラの老朽化などの課題が言われ続けており、いよいよ顕在化し始め、本市も特に厳しい状況だと思われます。公共施設の集約やリスクの少ない土地への集積などは非常に重要ですが、強制力を持って進めることは日本では難しいところです。そのため、居住誘導区域内への誘導を緩やかに財政的な支援をしていくこととなりますが、推進にあたっては計画そのものよりも、個々の取組をしっかりと PR して進めていくべきだと感じています。
- 会長 : この計画は本市の様々な計画と整合を図りながら作成されているところですが、誘導の考え方として、今住んでいる方に居住誘導区域に移動してもらうのではなく、新たに住まわれる方に住んでいただくという発想でよろしいでしょうか。
- 事務局 : 計画には「空き家・空き地対策の推進」との記載があり、空き家や空き地の情報バンクを設立して対策したいと考えています。ご意見の通り、急に市民が居住誘導区域へ移り住むことは難しいため、本計画を策定した令和元年度にも国から「ゆっくりと進める」と説明がありましたので、今後の支援策についても他の自治体と情報共有をしながら充実させていきたいと考えています。
- 会長 : 説明ありがとうございます。その他意見はありませんか。
- 委員 B : 居住誘導区域で浸水リスクがあっても、地域防災計画に基づき指定緊急避難場所等が設けられていれば区域に含めてよいとしています。先日、新聞にて本市の地区防災計画が全 22 地区で作成されたと聞いたところでありまして、居住誘導区域においては指定緊急避難場所が全て網羅できているということによいでしょうか。
- 事務局 : 災害リスクにより居住誘導区域を見直す必要があるのかという点について、国との協議において、災害リスクを検証して、土砂災害防止法や水防法に基づく地域防災計画で定めた避難所へ確実に避難可能な区域であれば、居住誘導区域に含めてもよいと確認しており、居住誘導区域は変更していません。今後は、地域防災計画において、避難所の充実や機能強化等が重要となってきますが、今回の協議の結果を地域防災課等へ情報共有をしながら、次期改定に繋げていきたいと思っています。
- 委員 C : 今回の地震では、液状化や海岸線への影響がクローズアップされていますが、河川沿いも影響を受けており、そこへの対策はどのように考えていますか。
- 事務局 : 資料 1 の 17 ページに記載がありますが、上庄川と泉川では総合的な治水対策として県主導で「流域治水プロジェクトによる浸水対策の実施」を実施していきます。
- 会長 : その他意見はありませんか。資料に対する感想等も含めてお願いします。
- 委員 D : 本計画では居住誘導区域の設定等を定めていますが、芸術文化館やこども園の整備等の具体的な形の見えるものにもクローズアップできればよいと思います。
- 委員 E : 中心市街地で空き店舗を利活用する場合にはインセンティブが設定されていますが、移住定住の点からは利用しやすいリフォーム等の補助があると、誘導の効果が上がるのかと思います。
- 委員 F : 詳細までは内容を把握はできてはいませんが、企業誘致等の産業の方向性が示されておらず、市としてベッドタウンを目指しているような印象を受けました。人を呼び込むという点では、隣の市町へのアクセスが悪いと感じており、出かけやすい環境づく

りが必要だと思います。また、参考資料1のP27に「倒壊の危険のある老朽空き家は解体撤去すること」とありますが、撤去解体の負担は個人もしくは公費のどちらになるのでしょうか。公費でできるのであれば、地震を受けて解体したい方も多いはずなので、どのような意味合いか気になりました。

事務局 : 空き家対策の記載については、別途策定している空き家対策の計画において、特定空き家に認定されれば行政が執行できるものとしており、本計画においても後押しするものとして記載しています。

委員G : 上庄川や泉川には治水対策の記載がありますが、自宅近くの余川川についての記載がなく、どのような扱いか確認したいです。また、空き家バンクについて、昨年度自治振興委員会の視察で長野県に行ってきましたが、氷見ならではの取組ができればよいと感じます。

事務局 : 資料1の17ページでは、居住誘導区域内の取組を示していきまして、余川川沿岸においては、区域外となっています。本計画は居住誘導区域を中心とした計画ですが、コンパクトプラスネットワークの考え方に基づき、郊外ともネットワークでつながるものであり、市域全体で考えていくものとなります。また、参考資料1の末尾に「参考地域別の災害リスク分析と防災・減災対策」において、居住誘導区域以外の地域別の対策についても記載していますので、ご確認ください。

委員H : 誘導施策の方針2「子どもが安心して遊び、学ぶことができる市街地の公園や子ども向け図書館の整備」とありますが、本市で子ども達の数が多い地区は窪地区かと思えます。市街地以外の地区が置き去りにされているように感じる方もいるかと思えますが、どのように考えますか。

事務局 : 本計画を策定した当初も、ご指摘のような意見があることを想定していました。中山間地域での暮らしや市南部での人口増加等の状況はありますが、全国的な動きや国の補助制度等を念頭にしながら、ゆっくりとではありますが住みやすい市街地への集約を進めているところです。

委員I : 子どもの減少が進んでおり、例えば小学校数も減った場合、中心市街地だけではなく本市全体で考える必要があり、補助金の獲得が優先されて使う人がいない施設が生じないよう、注意が必要だと思います。子育て世代の中心市街地への定住についても、中心市街地が子育てをしやすいかは疑問であり、子育て世代だけではなく、シニア世代や移住者も含めて中心市街地での定住策を考えてほしいところです。なお、委員Fからベッドタウンに関する意見がありましたが、市外に働きに行く方が多く、4つのICもありますので、ベッドタウンとしての整備を考えてもよいと思われます。ICの周辺に住宅地を造成して、働きに行く人が暮らしやすいようなまちづくりに投資してもいいと思われ、人口が増えれば、子どもが増え、税収も増えると想定されます。子育て世代と限定せず、柔軟に色々な視点から検討してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 : 本計画については中心市街地を中心に区域を設定し、取組を検討しているものですので、別途、人口減少を踏まえた全般的な議論が必要です。来年度、第3期の人口ビジョンとまち・ひと・しごと総合戦略を策定しますので、これらにおいて本市全体の方

向性を示していきたいと思えます。

委員B : 西条地域の海側について、用途地域の指定状況等の影響ではありますが、居住誘導区域に指定されておらず、コンパクトプラスネットワークの考え方は理解できますが、実態を踏まえると区域のあり方に課題があるように感じます。

事務局 : 郊外に住宅地が広がっている状況ですが、立地適正化計画については用途地域内で居住誘導区域を設定するという大前提があり、まちなかの活性化計画という側面もあります。住宅が増えている窪等の周辺においては、居住誘導区域とは補助率が異なりますが、見捨てるということではなく、しっかり補助をしていくところです。

会長 : 様々なご意見はありましたが、立地適正化計画の趣旨に基づいた計画であるということでご了承いただけたかと思えます。それでは採決をさせていただきますが、事務局から説明があった議案「氷見市立地適正化計画（案）について」原案のとおり、可とすることでよろしいでしょうか。

〈一同異議なし〉

会長 : 異議なしと認め、議案「氷見市立地適正化計画（案）」は可決されました。本日の議事は終了しましたので、事務局にお返しします。

4. 閉会

事務局 : 会長どうもありがとうございました。委員各位にも御礼申し上げます。今後は3月31日の公表に向けて事務を進めていきます。その他、参考資料2として来年度の都市計画課の予算に関する資料を配布していますので、ご確認いただければ幸いです。

今年度震災復旧事業への注力のため中止していましたが、景観まちづくり事業につきましては、令和7年度に再開したいと考えています。シンボルロード地区において、景観まちづくりプランの策定、景観形成重点地区の指定に向けた取組を進めていきますので、ご協力をよろしく申し上げます。

次回の審議会ですが、8月頃を予定しています。議案内容は、県の「都市計画区域マスタープラン」の見直し等を予定しております。

それでは、以上をもちまして、氷見市都市計画審議会を終了させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

以上